

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成三十年十一月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要	違反の有無及 び違反の内容
山崎製パン株式会社 埼玉工場 埼玉第一工場 埼玉県所沢市	同左	食品残渣飼料	30.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。